

H12建設省告示第1443号の改正について

(防火上支障のない外壁及び屋根の構造を定める件)

1

H12建設省告示第1443号の改正について

(防火上支障のない外壁及び屋根の構造を定める件)

法84条の2 簡易な構造の建築物に対する制限の緩和
(防火規定のほとんどが適用されない)

令136条の9 簡易な構造の建築物の指定

令136条の10 簡易な構造の建築物の基準

簡易な構造の建築物の外壁、屋根に用いることができる材料

⇒ 当該建築物の規模や部位、建設地などによって異なる
耐火構造や準耐火構造、不燃材料等以外に
国土交通大臣が定める防火上支障のない構造

2

H12建設省告示1443号

防火上支障のない外壁及び屋根の構造を定める件

第一号：A種膜材料

第三号：A～C種、テント倉庫用膜材料

第五号：A～C種膜材料



平成27年の改正により

第三号、第五号にETFEフィルム(厚さ1.5mm以下)追加

※C種膜材料と同等に使用可能

3

ETFEは下記用途の建築物に適用可能

- ・階数1
- ・延焼のおそれのある部分以外の部分(原則)

【開放型】

- ・自動車車庫(床面積150㎡未満)

【開放型・閉鎖型】(床面積3000㎡以内)

- ・スケート場、水泳場、スポーツの練習場など
- ・不燃性の物品の保管その他これと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途
- ・畜舎、堆肥舎、水産物の増殖場、養殖場

4

「不燃性の物品の保管その他これと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途」とは

- ① 通路、アーケード、休憩所
- ② 十分外気に開放された停留所、自転車置場
- ③ 機械製作工場

「建築物の防火避難規定の解説2016」 p196参照

